

## 第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 26 年(2014 年)5 月 2 日(金)13:00~14:00
- 2 場 所 滋賀県庁新館 4 階 教育委員会室
- 3 出席者 委員：甲津委員、柴原委員、梁川委員、富永委員、桜井委員  
事務局：教育長、両教育次長、学校教育課
- 4 配布資料 別添のとおり
- 5 会議概要

### ○ 教育長あいさつ

本日は大変ご多忙の中、出席いただき、また、4月25日付けで委嘱をさせていただいたところお引き受けをいただき重ねて感謝申し上げます。

昨年9月に国で「いじめ防止対策推進法」が施行され、滋賀県においても、去る3月27日に「滋賀県いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針では、目指す方向を、「子どもの目線に立って、子どもの最善の利益の実現をめざし、いじめ防止等のための対策を総合的に推進する」としており、この基本的な考え方にに基づき、児童生徒一人ひとりの人格を尊重してかわり、児童生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくこととしている。

本委員会は、「いじめ防止対策推進法」の第14条第3項に基づき、教育委員会の附属機関として設置をさせていただいた。各委員には、専門的な知見や豊富な経験をもとに、県が実施するいじめ防止等の対策を実効的に行うための審議や、重大事態等に関し、事実関係を明確にするとともに、同種の事態の再発防止に資するためのご提言などをいただきたい。

本委員会からご意見等をいただき、学校や関係機関等と連携を図り、子どもたちが安心して豊かな学校生活を過ごせるよう、いじめの防止等の対策に尽力してまいりたい。

### ○ 議題(1) 委員長の選出

甲津委員を委員長に選出

### ○ 議題(2) 委員長職務代理者の指名

桜井委員を委員長職務代理者に指名

○ 議題(3) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会における調査審議について

【事務局説明】

(委員長)

所掌事務には、主に、調査といじめ防止等のための対策を実効的に行うための審議の2つがあることはわかった。このいじめの防止等のための対策を実効的に行うための審議とは、具体的にどのようなことを行うのか。

(事務局)

定期的に委員会を開き、本県のいじめ対策等の取組について審議いただく。

(委員長)

審議に係る資料にはプライバシーに係る資料もあると思うが、これも委員に開示いただけるのか。

(事務局)

いじめ事案等をもとに必要な対策について審議いただくので、いじめ事案等についても報告させていただく。

○ 議題(4) 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の運営について

【事務局説明】

① 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会における調査審議について(案)

(委員)

運営要領(案)第5条第4項では傍聴を認めるとなっているが、会議の中で個人情報が出てきた際の対応はどうなるか。

(事務局)

第3項に記載するとおり、個人情報に該当すると認められる場合や議事運営に支障が生じる恐れがあると認められる場合は、会議を非公開とする。

(委員長)

会議の途中に個人情報等が出てきた場合の対応はどうか。

(事務局)

委員会において非公開決議をいただき、傍聴者に退席していただくことになる。

(委員長)

委員会の会議は原則公開となっているが、非公開とする場合はその都度、委員会に諮って非公開の決定をするのか。

(事務局)

そのようにお願いします。

(委員長)

傍聴者に会議の最初から退席いただく事態が発生するがそれでもよいか。

(事務局)

その会議が事案等の審議であれば、その会議は冒頭から非公開になるので傍聴いただけない。

## ② 滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領および傍聴要領（案）

(委員)

傍聴席の定員は決めているか。

(事務局)

概ね10人とする。定員については会議開催を通知する際にお知らせする。

(委員長)

傍聴希望者の受け付けはいつから行うか。

(事務局)

傍聴の受付は基本的に会議当日に行い、会議開始20分前までとする。受付時間についても会議開催を通知する際にお知らせする。

(委員長)

会議開催通知の際に、審議事項についても公開するのか。

(事務局)

公開で開催する会議については公開する。

(委員)

傍聴希望者について、傍聴要領に記載のある事項に該当しているかを確認する段階はあるのか。該当していた場合は受け付けないのか。

(事務局)

傍聴要領第3の傍聴することができない者に該当するかの判断は受付時に行う。これに該当すると思われる方に対しては、傍聴要領を示し、傍聴希望をお受けできない旨、お伝えする。

③ いじめ調査にかかる審議の中立性・公平性の確保について (案)

(委員)

第1項の(2)にあるいじめ事案の当事者との特別の利害関係にガイドラインはあるか。

(事務局)

事案に対しケースで関わっておられる場合、相談など直接関係された場合などを想定している。

(委員長)

委員から申告があった場合以外に、委員から申告はないが、なんらかの事情において委員長の職権により委員会に諮り除斥するかどうか決定することができるのか。

(事務局)

第3項によりその形でお願いしたい。

(委員長)

以上、審議の結果、以上の3案について定めることとするが、了承いただけるか。

(各委員)

異議なし

○ 議題(5) 滋賀県いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策について

【事務局説明】

(委員)

法第24条の調査や法28条の重大事態であるという判断はどのように行われるのか。

(事務局)

教育委員会において判断し、調査等が必要と考える場合に教育委員会から諮問させていただく。

(委員長)

教育委員会からの諮問がなければ一切権限の発動ができないという趣旨ではないと思うが、教育委員会では具体的にはどのようにこの判断を行うのか。

(事務局)

事案等に関しては、定期的な会議の中で報告させていただく。報告する中でこれは調査が必要だという事案等については再度検討して諮問させていただく。

(委員長)

本委員会での審議状況、あるいは各委員の意見も踏まえて諮問されるということでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

「滋賀県いじめ防止基本方針」はその全体が「子ども目線」という基本的な考え方でカバーされている。よって、本委員会ではこの基本的な考え方のもと、法にある「調査」については「調整的調査」で、「聞き取り」については「聞かせてもらおうという立ち位置」で子どものケースに関わっていくことになるかと受け取っている。いじめ対策自体もそのような形で包括されていると拝見した。

(委員長)

今のような理解のもとに審議をさせていただくということでしょうか。

(事務局)

そのとおり。

(委員長)

子ども目線で審議させていただく。

(委員長)

県教育委員会は学校現場の支援、また、子どもたち自身を支援するという立場で関わっておられる。子どもたち自らが解決できる力を促す方向で支援をするということでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員長)

本委員会においてもこの方向で審議、実態調査をさせていただくことでよろしいか。

(事務局)

はい。

(委員)

子どもの力や主体性をサポートするということだが、いじめで相当やられている子どもは力を奪われている。よって、子どもの主体性をサポートするにはかなりの議論と丁寧に進める必要がある。子どもたちの力をつけるというよりも力を取り戻すため、さまざまな知恵を持ち寄り進められたらと思う。

(委員長)

私たち委員もしっかりそのあたりを勉強し議論させていただく。事務局もその理解でよろしいか。

(事務局)

はい。

(委員)

「いじめで悩む子ども支援事業」における地域の拠点について、湖北と湖西にないのには何か理由があるのか。

(事務局)

湖北については彦根で、湖西については大津で、場所は遠いが、分担して対応させていただいている。

(委員)

距離的な問題や人口的な問題もある。湖東と湖北が一緒であるとか、湖西の方が大津までというのも、電話であれば対応できると思うが、それだけでは支援は簡単にはいかないのではないか。もう少し丁寧な対応を今後考えていく必要があるかではないか。

(委員長)

事務局への質問ではなく、ここにいる委員に共有してほしい情報だという理解でよろしいか。

(委員)

はい。

(事務局)

施設等の関係でこの5地域になっているが、電話での相談状況によっては、場所を設定して会わせていただくような対応をとっている。

(委員)

市町立と県立と私立で窓口を一元化された方が効率がよいのではないか。県教育委員会が一元化された窓口と考えてよいのか。

(事務局)

「滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」は、県立学校が対象となる。相談事業としては、24時間対応の「こころんダイヤル」や、「いじめで悩む子ども支援事業」については、小中学校を含めて全ての子どもを対象としている。

(委員長)

市町立学校や私立学校も含めた総合的な窓口の必要性等について、県教育委員会ではどのように考えておられるか。

(事務局)

各市町にも担当等がある。県では今説明した事業についてはすべて一本化して対応させていただいている。

(委員長)

市町にも教育委員会があるので県教育委員会のみで決められることではないという事情もある。私立学校には私学の独自性というものがあるので、県教育委員会で勝手に決めるといったことは難しいと思う。ただ、県内の子どもたちは県立、市町立、私立のいずれに通うものであれ、いじめの問題については早期に救済されることが望ましいと思う。そのあたりについては、また別途この委員会でも考えたいと思う。

(委員)

重大な事案になる恐れがある事案や重大事案が起きた時の委員会の開催については、もちろん委員長が招集されるのだが、その招集は教育委員会でなんらかの決定があってからなされるだけでなく、委員長の判断で招集されることもありえるのか

(事務局)

事案等を委員長に報告する中で最終、委員会の開催について願います。

## ○ 議題(6) その他

(委員長)

全体について質問・意見等はあるか。

(委員)

いじめ問題のケースに関わっていると、いじめだけでなく家や学校、地域の問題なども出てくる。本委員会だけではなかなか対応できない場合、様々な機関等と連携させていただくのがよいと思うが、それは案件が出てきた際に一緒に考えさせていただくということではよろしいか。

(事務局)

そのような形でお願いしたい。

なお、本調査委員会において審議いただいたことについては、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」において報告させていただき、県全体の対策に活かしていきたいと考えている。

(委員長)

本日の委員会の議事録については議事録案を各委員に確認いただいた上で公表させていただく。

(委員長)

マスコミからの取材の対応窓口は、委員長に一元化していただきたいがよろしいか。

(各委員)

異議なし

## ○ 閉会